

# 平成24年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	2	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">不動産取得税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">固定資産税</span> 事業所税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">その他(都市計画税)</span>		
要望項目名	バリアフリー施策等に係る課税標準の特例措置の創設		
要望内容(概要)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 鉄軌道事業者によるホームドアシステムの設置、エレベーター、多機能トイレの設置等、駅・車両の高度なバリアフリー化に係る家屋及び償却資産</li><li>・ 特例措置の内容 不動産取得税：課税標準1/6控除 固定資産税・都市計画税：課税標準5年度分2/3</li></ul>		
関係条文			
減収見込額	(初年度) (▲261) (平年度) (▲232) (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>高齢化が進む我が国において、高齢者、障害者等の自立した日常生活や社会参加の機会を確保するため、高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動する際の利便性・安全性を高める施策を講じることが喫緊の課題となっていることから、バリアフリー法に基づき公共交通機関のバリアフリー化を推進しているところ。同法に基づく基本方針では各施設等の整備目標を定めており、本年3月、今後10年間（平成32年度末）までの新たな目標を定めたところ。これに基づき、ホームドアシステムの設置等に伴う駅の改良、鉄軌道車両の整備等の高度なバリアフリー化を促進し、公共交通機関のバリアフリー化を一層推進する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>バリアフリー施設及び車両の整備は、公共交通事業者にとって、費用がかさむ一方、直接的な需要増に結びつかない投資であるが、バリアフリー法の施行により、鉄軌道駅等における段差解消等の基礎的なバリアフリー化については、国・地方公共団体の支援を受けつつ取組が行われてきたところ。</p> <p>今後は、新しい基本方針に基づき、鉄軌道におけるホームドアシステムの導入等、高度なバリアフリー化に対する要望に的確に対応することが必要である。</p> <p>他方、これらの整備を行う公共交通事業者は、これまで設置した施設等の維持管理のための負担が増え、今後更新するための費用も発生する見込みであり、更なる投資を促進するためには、新たなインセンティブの導入が不可欠である。そのため、税制における特別措置を設備投資インセンティブとして導入することが必要と考えており、新しい目標に基づき公共交通機関のバリアフリー化を一層推進していく必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案			
		ページ	2 - 1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標 3 総合的なバリアフリー化を推進する
	政策の達成目標	業績指標13 公共施設等のバリアフリー化率 (①特定道路におけるバリアフリー化率、②段差解消をした旅客施設(※)の割合、③視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合、④不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率)、⑤不特定多数の者等が利用する一定の建築物(新築)のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合 目標値：②約85% (平成27年) ※1 日平均利用客数 3,000 人以上の駅、バスターミナル、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナルについて、段差解消に関する目標。 業績指標 14 バリアフリー化された車両等の割合 (①鉄軌道車両、②ノンステップバス、③リフト付きバス等、④福祉タクシー、⑤旅客船、⑥航空機) 目標値：①約 60% (平成 27 年)
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3年間
	同上の期間中の達成目標	平成 32 年度末までの目標 旅客施設(※)：100% ※1 日平均利用客数 3,000 人以上の駅、バスターミナル、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナルについて、段差解消に関する目標。 鉄道車両：70%
政策目標の達成状況	業績指標 9 公共施設等のバリアフリー化率 (①特定道路におけるバリアフリー化率、②段差解消をした旅客施設の割合、③視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合、④不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率) 実績値：②77.2% (平成21年度) 業績指標 11 バリアフリー化された鉄軌道車両、旅客船、航空機の割合 (①鉄軌道車両、②旅客船、③航空機) 実績値：①45.7% (平成21年度)	
有効性	要望の措置の適用見込み	19社
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	公共交通機関のバリアフリー化については、施設等の整備・導入時に多大な費用がかかる上、取得した施設等の維持管理にもコストがかかる場所であるが、償却資産に対する固定資産税等を減額することにより、施設等の取得に係る負担及び取得した施設等の維持に係る負担が軽減されることから、施設等の整備・導入に対するインセンティブになることが見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	地域公共交通確保維持改善事業：305 億円の内数 (平成 23 年度予算)
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	公共交通機関のバリアフリー化については、ホームドアの設置等の一層の機能の向上が求められている一方、既に整備したエレベーター等に係る維持管理費用が増加している状況にある。 当該特例措置は、取得した施設等の維持に係る負担を軽減するものであり、一方、上記予算措置は負担力のない地域や事業者において、施設等を取得する際に活用されることを想定している。
要望の措置の妥当性	ホームドアシステムの導入等、高度なバリアフリー化には多額の費用がかかる上、施設の維持・管理にも費用がかかるため、これらの整備を促進するためには、施設の取得に係る負担を軽減するとともに、維持に係る負担の軽減によるインセンティブを与えることが必要である。	

税負担軽減措置等の適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—